

○農林水產委員會

內閣提出法律案（二件）

(衆)は提出時の先議院

| 番号 | 件 | 名 | 院議先 | 月 提出 | 付委員会 | 参議院 | 衆議院 |
|---------------------------|--------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 114 69 国会 | 114 65 国会 | 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案 | | | | | |
| 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案 | | (衆) | " | 元、三、元 | 元、二、二、七 | 可決 | 可決 |
| | | | 元、二、六 | 元、二、二、七 | 元、二、二、七 | 可決 | 可決 |
| | | | 元、三、一 | 元、二、二、七 | 元、二、二、七 | 可決 | 可決 |
| | | | 元、九、六 | 元、九、六 | 元、九、六 | 可決 | 可決 |
| | | | 百四十四回国会 | 百四十五回国会 | 百四十四回国会 | 百四十四回国会 | 百四十四回国会 |
| 衆 | 继 | 統 | 百五十五回国会 | 百五十五回国会 | 百五十五回国会 | 百五十五回国会 | 百五十五回国会 |

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案（第二百四十四回国

会議決定

ある

要旨

本法律案は、公衆の保健の用に供することが相当と認め

られる森林につき保健機能の増進を図るための特別の措置

を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりで

一、農林水産大臣は、森林の保健機能の増進に関する基本方針を定め、これに基づき、全国森林計画を変更するとともに、都道府県知事は、この変更された全国森林計画に即して地域森林計画を変更することができる」とす
る。

森林所有者は、地域森林計画が変更された場合には、森林施業計画を変更し、森林の施業と施設の整備を計画的かつ一体的に推進することを内容とする森林保健機能

増進計画を当該森林施業計画の全部または一部として定め、都道府県知事の認定を求めることがこととす

る。この場合において、都道府県知事は、当該森林施業計画が、地域森林計画の内容に適合することのほか森林の保全に留意した森林の施業及び施設の整備に関する技術的基準に適合すること等の要件を満たす場合に、認定することとする。

二、森林所有者が、都道府県知事の認定に係る森林保健機能増進計画に従つて施設を整備する場合には、林地における開発行為の許可及び保安林における制限の特例を設けることとするほか、森林組合の事業の員外利用の特例措置を講ずることとする。

ものであります。
委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、本法律案提出の目的と背景、保健機能の定義と内容、保安林制度及び林地開発許可制度に特例を設ける理由、総量規制及び技術基準の内容、森林保健機能増進計画の認定方法、国有林野の活用に際しての適切な配慮のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における森林の保健機能に係る国民の需要の増大等森林をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の保健機能を増進するための森林の施業と施設の整備を一體的に推進する制度を整備する等の措置を講じようとする

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六九号）

要旨

本法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役職員の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、退職共済年金の配偶者及び子に係る加給年金額並びに障害共済年金の配偶者に係る加給年金額を平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

二、特別支給の退職共済年金の定額単価、三級の障害共済年金の最低保障額、退職共済年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額等を平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から再評価を行う。

三、年金額の算定の基礎となる標準給与の月額等について平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から再評価を行う。

四、消費者物価指数が前年の消費者物価指数を超える上昇し、又は低下した比率を基準として、政令で、翌年の四月分以後の年金額を下るに至ったときは、その上昇し、又は低下した比率を

改定するものとする。

五、組合員である間に支給する退職共済年金及び障害共済年金の支給割合を、この法律の施行の日の属する月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から三段階を七段階（衆議院において「五段階」を修正）に改める。

六、年金の支給期月を平成二年一月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から年四期を年六期に改める。

七、標準給与の等級についてこの法律の施行の日の属する月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から八万円から四十七万円までの二十八等級を、八万円から五十三万円までの三十等級に改める。

なお、衆議院において、一、二、三の修正に伴い、平成元年度における物価スライドの特例に関する規定を削除する等所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役職員の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして年金額の引上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、公的年金制度一元化の方向、農林漁業団体職員共済組合制度の現状と年金財政の将来見通し、制度間調整に伴う拠出等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。